



前回の校長通信では、一人が周囲を動かすことについて紹介しました。確かに複雑化した現代は、教科書に出てくる歴史上の人物のように、一人の力で、世の中全体を変えていけるような時代ではないかもしれませんが、しかし、一人ひとりの力を積み上げることによって、世の中を変えていくことができる仕組みが整っています。それが選挙です。

10月22日には衆議院議員総選挙が、2月には山口県知事選が行われます。

2015年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。今回の総選挙は、改正後、初めての総選挙となります。

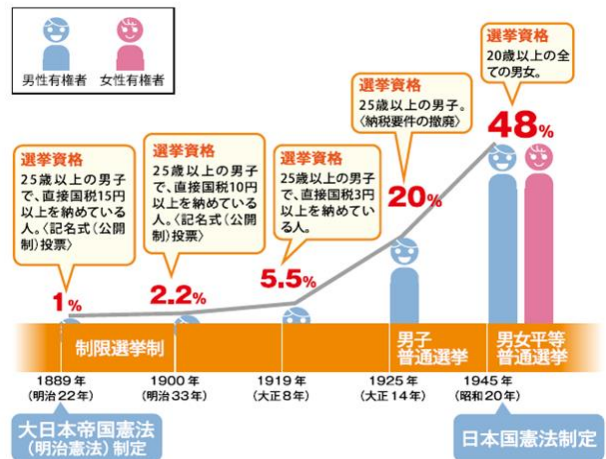
本校では、昨年度、選挙管理委員会の方をお招きして、選挙に関する学習を実施しましたが、一部の3年生は有権者となることから、今一度復習しておきましょう。

大切な一票を有効に活かすためにも、棄権をせずに投票へ行きましょう。

日本史や世界史の授業でも学習したと思いますが、選挙権は、基本的人権の一つであり、私たちの先輩方の多年にわたる努力によって勝ち取ってきたものです。

右のグラフは、我が国の選挙権の拡大の様子を示したものです。選挙権年齢の引き下げは、教科書にも載るような大きな出来事で、皆さんは、当にその当事者、歴史の生き証人なのです。

まずは、その歴史から、あなたの一票の重さを感じてください。



Q 何故、選挙年齢が引き下げられたのですか？

20歳代、60歳代の投票率と人口を示す右の資料から、分かること、影響について考えてみてください。

20歳代の投票率が低いことがわかりますね、次に投票率にそれぞれの人口を掛けて、投票数を計算し

てみてください。**20歳代は420万票、60歳代は1240万票と、票数にすると、なんと約3倍**になります。若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなります。今後も、我が国の少子高齢化は進んでいきます。皆さんは、そうした未来の日本に生きていく世代であり、選挙を通じて現在、また、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいということが、この度選挙年齢が引き下げられた理由です。

	<20歳代>	<60歳代>
投票率	32.6%←(2倍)→	68.3%
人口	1,300万人←(1.4倍)→	1,800万人

(第47回衆議院議員総選挙(H26年12月))

Q どのように投票するのですか？

衆議院議員総選挙では、候補者名を記載して投票する小選挙区選挙と、政党名を記載して投票する比例代表選挙の2つの投票を行うこととなります。同時に行う最高裁判所裁判官国民審査では、辞めさせたい意志があれば×印を、なければ記載せずに投票します。

Q どの候補者に投票するか、どのようにして決めればよいのですか。

候補者や政党の政策などの情報は、テレビや新聞などのメディアのほか、インターネット、政見放送、冊子状の公約集、演説会、選挙公報、街頭演説、公開討論会などにより知ることができます。国や地域の課題について調べ、考え、自分なりに判断することが大切です。

Q どの候補に投票するか、親や静香ちゃんと相談してもいいのですか。

どの候補に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありませんが、投票は、自らの自由な意思により行うものです。このため、投票の秘密が保障されています。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票することが重要です。

Q 部活の試合のため、投票日に投票に行けません。どうすればいいですか。

投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があって、投票日に投票に行くことができない場合は、**期日前投票**という制度があります。公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、8時30分から20時までの間、投票することが可能です。

Q 部活動の帰りに投票に行く場合、持ち込んでいけないものなどがありますか。

選挙の自由公正、平穏な進行の妨げにならないようにするため、凶器を投票所に持ち込むことは禁止されており、持ち込んだ場合は処罰される可能性があります。部活動の帰りに、武器や金属バット等を所持している場合は、投票所の受付にいる職員などに確認してください。

Q 候補者の野比のび太さんの政策に最も共感しました。SNSで野比さんのメッセージを広めようと思いました。こうした活動はできますか。

選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、HPやLINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができますが、アドレスなど、その人に連絡するために必要となる情報を表示することが義務付けられています。一方、**電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られ、選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。**学校においては高校生として校則等の決まりを、選挙との関係では公職選挙法等の法律を守る必要があります。

Q 友人の剛田武君が食事をおごる代わりに骨川スネ夫さんに投票してねと言われました。このようなことは許されるのですか。

特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益の提供を申し出ることは、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

Q 同じ部活動に属する部員の連絡先一覧を渡すように言われました。

学校で作成し、生徒に配布している名簿は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているではありません。名簿を譲り渡すことで、他の生徒に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。